

入院中の食事自己負担について

令和6年6月1日より入院時の食事負担が、変更になりました。

医療機関で提供される食事に変更はありませんが、食事の負担額が変更となりました。

入院中のお食事にかかる料金は、その一部（標準負担額）を医療費と別にご負担いただくように定められています。低所得の方は、手続きを行うと減額制度が受けられます。

入院時の食事標準負担額（令和6年6月～）

	変更前	変更後
① 一般	1食につき460円	1食につき490円
②市町村民税非課税の世帯に属する方等（③以外の方） 〔過去1年間の入院日数が90日を超えている場合〕	1食につき210円 〔1食につき160円〕	1食につき230円 〔1食につき180円〕
③ ②のうち、所得が一定の基準にみたない70歳以上の方等	1食につき100円	1食につき110円

※ 該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。
(恩給・遺族年金・障害年金等は所得に含まれません)

標準負担額の減額認定手続きについて

老人医療

市役所の老人医療係へ印鑑と保険証をもって手続きに行ってください。

医療保険

被保険者〔国民健康保険加入者は世帯主又は組合員〕が申請書に市町村税非課税証明書などを添えて、加入している保険者の窓口に申し込んで認定を受けてください。

手続き後に必ず減額認定証を病院に提出してください

手続き方法等、詳しくお聞きになりたい方は
医療相談室若しくは医事課におたずねください